

平成21年（行ウ）第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原告 小林 収 外91名

被告 愛知県知事 神田真秋 外1名

被告ら準備書面 1

平成21年9月28日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 佐 治 良 三
同 後 藤 武 夫
同訴訟復代理人弁護士 常 川 尚 嗣



(本準備書面においては、特に断りのない限り、従前使用したのと同じの略称を使用する。)

第1 答弁書の訂正

答弁書の記載について、下表「箇所」欄記載の箇所に、同表「誤」欄記載の誤りがあったので、同表「正」欄記載の通り訂正する。

箇所	誤	正
5頁(2)イ4行目	平成12年(2000年)	平成12年度 (2000年度)
5頁(2)イ7行目	昭和60年から 平成12年	昭和60年度から 平成12年度

7頁工(イ)2行目	平成12年(2000年)	平成12年度 (2000年度)
7頁工(イ)4行目	平成27年(2015年)	平成27年度 (2015年度)

第2 訴状請求の原因第2以下に対する答弁

1 第2について

(1) 「1」について

ア 柱書(「木曽川水系」から「図3の通りである。」まで)について

認める。

イ (1)及び(2)について

概ね認める。

但し、図3の出典は「徳山ダムに係る導水路検討会(第7回)説明資料」が正しい。

また、「流水正常機能の維持」は、正確には、「流水の正常な機能の維持」である(以下同じ)。

ウ (3)について

(ア) 第1段落(「木曽川水系」から「表3のようになっている。」まで)について

不知。

なお、表3は原告らが独自に作成したものであって、信が措けない。

(イ) 第2段落及び第3段落(「事業費は約890億円」から「国に支払う。」まで)について

概ね認める。

但し、国の支出額約22億円は、本件導水路事業が独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）へ承継されるまでのものである。

また、国が水資源機構に交付する法令上の根拠は、独立行政法人水資源機構法第21条第1項及び同法施行令第19条である。

(ウ) 第4段落第1文（「残り34.5%」から「考慮していない）。」まで）について

概ね認める。

被告らは、原告らが主張する「愛知県」を「愛知県企業庁」と、「水道事業補助金」を「独立行政法人水資源機構法第35条に基づき水資源機構に交付される独立行政法人水資源機構水道水源開発施設整備費補助金」と、それぞれ善解する。

(イ) 第4段落第2文（「本件導水路事業は」から「水機構に対して支払われる。」まで）について

否認する。

本件導水路事業の目的は、愛知県水道用水の取水のみならず、名古屋市の利水や治水も含まれる。

また、「地方公営企業である愛知県水道用水供給事業」なるものは存在しない。正しくは、「地方公営企業である愛知県水道事業」であり、また、愛知県水道事業の管理者は愛知県公営企業管理者企業庁長であり、特別会計の名称は愛知県水道事業会計である。

(オ) 第5段落（「さらに」から「支出される。」まで）について

否認する。

愛知県の負担分は未定である。

また、特別会計の名称は愛知県水道事業会計である。

エ (4) について

知らないし争う。

(2) 「2」について

ア (1) (イ) について

(ア) 第1段落第1文（「本件導水路から」から「 $50\text{ m}^3/\text{s}$ とされた。」まで）について

認める。

(イ) 第1段落第2文（「これは河川環境の」から「濃度以下にしようというものである。」まで）及び第2段落（「図4に示した」から「（木曾川水系河川整備基本方針正常流量説明資料）。」まで）について

争う。

原告らの主張は、要するに、「図4 木曾川大堰放流量と塩化物イオン濃度」のグラフがヤマトシジミの生息限界を示したものであるとして、これを根拠として木曾成戸地点における河川流量 $50\text{ m}^3/\text{s}$ が設定されたとするものである。

しかしながら、このグラフのみが上記河川流量（ $50\text{ m}^3/\text{s}$ ）を根拠付けるものではない。

木曾成戸地点における河川流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ とする取り扱いは、関係行政機関により構成される木曾三川協議会により昭和40年に決定された、木曾三川水資源開発計画等に基づく取り扱いとして行われてきたものである。

即ち、下流の漁業にも配慮したうえで、木曾成戸地点における流量は $50 \text{ m}^3/\text{s}$ を基準流量として設定されており、木曾成戸地点における流量がこの基準流量を超えているときに限り、新規の利水のための取水や上流のダムでの貯留を行うことができるように制限されてきたのである。

そして、以上のような歴史的経緯に基づくこの基準流量の相当性を科学的に検証するために、木曾成戸地点下流における河川環境の保全に関し、ヤマトシジミの生息に関する検討が行われたのである。

即ち、ヤマトシジミの斃死を起こす要因の一つとされている塩素イオン濃度に着目し、塩素イオン濃度がヤマトシジミの生息に及ぼす影響についての検証を行ったものであるが、原告らのいう「図4」のグラフは、その検証の結果を示しており、木曾成戸地点の流量がおおむね $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上であれば、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさないと考えられる塩素イオン濃度を満足できていることを確認したものである。

以上述べたところから明らかな通り、木曾成戸地点における河川流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ は、原告らのいう「図4」のグラフのみによって決定されたものではなく、上述したような歴史的経緯を基に設定されたものなのである。

イ (1) (ロ) について

知らないし争う。

原告らの主張は、要するに、原告らの独自の根拠に基づき、木曾成戸地点における河川流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ には科学的根拠がないとするものである。

しかしながら、上記河川流量は、前述のとおり歴史的経緯を基に設定されたものであり、現在、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさないと考えられる塩素イオン濃度を満足させることができる流量として検証され、確認されているものである。

したがって、原告らの主張は独自の見解に過ぎない。

なお、異常渇水時に本件導水路により木曾成戸地点において確保される流量は $40\text{ m}^3/\text{s}$ であるが、国の策定した「木曾川水系河川整備計画」によれば、本件導水路により、木曾成戸地点において河川環境の保全のために必要な流量($50\text{ m}^3/\text{s}$)の一部である $40\text{ m}^3/\text{s}$ を確保することとされているのであり、それにより河川環境の改善という効果が見込まれているものである。

ウ (1) (ハ) 及び (ニ) について

争う。

原告らの主張は、要するに、木曾川の異常渇水時に本件導水路から緊急水を補給して流水の正常な機能を維持するというの科学的根拠がないとし、また、本件導水路事業により長良川の河川環境が損なわれるとするものである。

しかしながら、原告らの主張は独自の見解に過ぎない。

即ち、「木曾川水系河川整備計画」によれば、本件導水路事業は、揖斐川と長良川、木曾川を繋ぐ木曾川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保された渇水対策容量 5300 万 m^3 のうち 4000 万 m^3 の水を、一部は長良川を經由して木曾川に導水することにより、異常渇水時〔平成6年(1994)渇水相当〕においても、木曾成戸地点におい

て河川環境の保全のために必要な流量の一部である40 m³ / sを確保する事業として同計画に位置付けられ、所定の効果が見込まれているものである。

また、本件導水路事業の実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響の低減に努めることとされている。

エ (2) (イ) について

本件導水路を用いて供給しようとしている徳山ダムで開発された愛知県水道用水2.3 m³ / sは、愛知用水地域の供給水源であることは認め、その余は知らないし否認する。

なお、「愛知県『木曾川水系における水資源開発計画需給想定調査（都市用水）平成16年3月』」は、平成16年3月に愛知県から国土交通省に回答した「木曾川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」（以下「需給想定調査」という。）が正しい。

オ (2) (ロ) について

(ア) 第1段落について

(a) 第1文（「この需要想定は」から「水量を求めるとい
うものである。」まで）について

不知。

(b) 第2文（「平均給水量を」から「厳格に行われなければ
ならない。」まで）

争う。

(イ) 第2段落について

(a) 第1文（「愛知用水地域では」から「過大な想定であ
る。」まで）について

争う。

- (b) 第2文及び第3文（「そして、日平均給水量」から「小さくなる（6.43 m³/s）。」まで）について
不知。

- (ウ) 第3段落（「愛知用水地域の」から「供給過剰である。」まで）について

愛知用水地域の安定供給水源とされている徳山ダムと長良川河口堰（工業用水転用）を除いた開発水量が8.03 m³/sであることは認め、その余は争う。

- (イ) 第4段落（「表4のように」から「送水は必要がない。」）及び第5段落（「また」から「必要性がない。」まで）について

不知ないし争う。

原告は、「2000年の西三河地域の水道水の供給施設能力は621千m³/日である」と主張するが、その根拠が不明である。

なお、徳山ダムは、閣議決定を経て国土交通大臣により決定された木曾川水系フルプランにおいて安定的な水利用を可能にするという供給の目的を達成するために必要な施設の一つとして位置付けられている。

カ (2) (ハ) について

- (ア) 第1段落（「長良川河口堰の」から「訴訟代理人であった。」まで）について

原告らが「長良川河口堰事件」と称している訴訟の事件番号は、第1審の一部が名古屋地方裁判所平成10年（行ウ）第48号であること及び第2審が名古屋高等裁判所平

成13年（行コ）第17号であること、並びに本件原告ら訴訟代理人在間弁護士が長良川河口堰事件の訴訟代理人であったことは、いずれも認めるが、その余の事実是否認する。

長良川河口堰事件は、旧水資源開発公団に対する長良川河口堰の建設事業費用負担金等についての支払資金に充てるため、愛知県が一般会計から特別会計である工業用水道事業会計（工業用水事業会計ではない）に長期貸付等の方法により公金を支出するのは違法であるとして、愛知県知事の支出命令及び愛知県出納長の支出の各差止めを求める住民訴訟に、愛知県に代位して、既に支出命令をなした鈴木礼治前知事及び神田真秋知事各個人に対して、それぞれ各支出額と同額の損害賠償を請求した住民訴訟が併合されたものであり、その第1審における事件番号は、名古屋地方裁判所平成10年（行ウ）第48号、同年（行ウ）第54号及び平成11年（行ウ）第30号である。

本件訴訟の原告ら92名のうち、長良川河口堰事件の原告であった者は、後記13名にすぎず、しかも、そのうち吉川正春は、控訴の提起もしていない。

青木 茂 伊藤 守 大沼淳一 近藤睦美 田中萬壽
藤田國弘 村上光子 森下東治 宮崎武雄 河合道夫
島富暁人 吉川正春 宮永正義

本件訴訟の被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、長良川河口堰事件の被告とはされておらず、同事件の被告は、愛知県知事、愛知県出納長並びに個人としての鈴木礼治前知事及び神田真秋知事の4名のみである。

- (イ) 第2段落（「長良川河口堰事件において」から「支出差止を認めなかった。」まで）について

長良川河口堰事件において、同事件の被告らが、長良川河口堰の愛知県工業用水8.39 m³/s に対する2010年さらにそれ以降における工業用水の需要とそれによる供給の必要性を主張したとの事実、及び名古屋高等裁判所が、平成14年4月1日に住民監査結果通知書の記載だけから、被告らの主張する見方もあるとして、支出差止めを認めなかったとの事実は、いずれも否認し、その余の事実は概ね認める。

長良川河口堰事件において、被告らが2010年（平成22年）さらにそれ以降における長良川河口堰の愛知県工業用水8.39 m³/s に係る需要量を主張して供給の必要性を主張したとする原告らの主張は、事実に反するものであり、名古屋高等裁判所が判決を言い渡したのは平成14年2月28日であって、同年4月1日ではなく、かつ住民監査結果通知書の記載のみに基づいて、支出差止めを認めなかった（正確には、控訴を棄却した）とする原告らの主張は、いずれも事実に反するものである。

- (ウ) 第3段落第1文（「しかし」から「余剰水源として残された。」まで）について

知らないし否認する。

原告らが言う「愛知県需給想定調査」は、上記第2、1(2)エで述べた通り、需給想定調査が正しい。

また、原告らが言う平成12年は「基準年」ではなく、需要想定に用いた実績値の最後の年度である。

更に、長良川河口堰の愛知県工業用水 $8.39 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち $5.46 \text{ m}^3/\text{s}$ については、水道用水の安定供給を図るために、水道用水に転用し、残る $2.93 \text{ m}^3/\text{s}$ については、長期的視点に立って県内産業及び県民生活を支える貴重な水資源として確保することとされている。

(イ) 第3段落第2文（「被告らは」から「余剰水源にしてしまったのである。」まで）について

事実と反するので否認する。

(ロ) 第4段落（「長良川河口堰事件での」から「想定しているものである。」まで）について

否認ないし争う。

需給想定調査に基づいて平成16年6月に全部変更された木曾川水系フルプラン（第4次計画）が国土審議会水資源開発分科会の審議を経て同月15日付で閣議決定されていることからみても、需給想定調査における需要想定が妥当なものであることは明白であり、これを過大な需要の想定であるとする原告らの主張は、独自の見解にすぎない。

(ハ) 第5段落（「また」から「審理・判断をすべきではない。」まで）について

争う。

原告らの主張は、独自の見解にすぎない。

キ (2) (ニ) について

争う。

ク (3) について

争う。

本件導水路事業は、異常渇水時に木曾川の河川環境の保

全を図る事業として「木曾川水系河川整備計画」に位置付けられ、所定の効果が見込まれているものである。

また、本件導水路事業は、水資源開発促進法第4条第1項に基づき「木曾川水系における水資源開発基本計画」で位置付けられている。

さらに、本件導水路事業の実施にあたっては、水資源機構法に基づき「木曾川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画」が水資源機構により策定されている。

そして、以上の諸計画は、いずれも合理的な計画である。

したがって、愛知県の費用負担は、水資源機構法第21条第3項及び第25条第1項に基づき行うものであり、妥当なものである。

2 第3について

争う。

- (1) 答弁書において主張の通り、原告目録(1)記載の原告64名は、平成21年3月30日、住民監査請求をしたものの、愛知県監査委員により、同年5月13日、地方自治法第242条の要件を欠き不適法との判断がなされ、この判断は正当であるから、上記原告らの訴えは、適法な住民監査請求を経ていない(甲2の1)。

したがって、原告目録(1)記載の原告64名の提起した本件訴えは、不適法なものとして却下を免れない。

- (2) また、原告目録(2)記載の原告19名は、平成21年6月2日に、原告目録(3)記載の原告9名は、平成21年6月10日に、それぞれ住民監査請求をしたものの、愛知県監査委員により、同年7月29日、地方自治法第242条の要件を欠き

不適法との判断がなされ、この判断は正当であるから、上記原告らの訴えは、適法な住民監査請求を経ていない（甲2の2、3）。

したがって、原告目録（2）記載の原告19名及び原告目録（3）記載の原告9名の提起した本件訴えは、不適法なものとして却下を免れない。

- (3) 以上によれば、原告らの本訴請求にかかる訴えはいずれも不適法であるから、却下されるべきである。

以 上